令和2年	(2020年	≣)分 絲	3与所得者	の扶養控除	等(異動)	申告書	事	由発生			/	/				1		
所轄税務署					(給与の支払者の法人番号)				氏名変更(旧姓: その他(詳細:)		家族状态	兄変更	ı		
	名 <u> </u>	の支払者の 称(氏 名 の支払者の し地(住 所	マニ、 ** まさ:	ュライフ生 都新宿区西		L	その他	! (計	- A出:)		*	合与の支払 受付印	首	
市区	J. 12 2			-CP						(2) 障害	特別 障害等の内容	!		提出済の				扶
(1) 社員番 ⁵				所属					西2.1	() (障害			個人番号と		だたる給与に Oいての扶養	\ \/	17
◆ (フリガナ 人 あなたの氏	'									有無た目	特別の 寡 離 死	生死	異動年月日	変更ないか	_	空除申告書の 提出	○この申告書 障害者控除	は、あなたの給与について扶養控 などの控除を受けるために提出す
の あなた(申 生年月[l IX I			世帯主 の氏名						あなたとの総柄 受い は、 京海 婦 婚 別 不E けんとの は かと 京 内 大 安 日				□変更ない	提出している 場合には、〇 印を記入		ものです。 〇この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害 該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当 人がいない人も提出する必要があります。 〇この申告書は、2か所以上からの支払を受	
告 あなたの住 又は居所										除記勤 分 分 生	学校名等				\		いる場合に ことができ ○この申告書	は、そのうちの1ヶ所にしか提出す
(3)	記入ガイド			あなたの2 ①0~9,000,00	本年中の合計所得見積 00円 ②9.000	額(A) 0,001円以上					を提出する本人)の本年中の		所得の			の本年中の合計所 必要経費等(b)	f得見積額 見積額©(a-b) Cの合計
右記の表に 当てはめて、		0円~	配偶者が 障害者に該当	(2 1) 1/2 2) +			(3-1)(3-2)の 申告をする方		合計所得見積額 1 ~9,000,000円			- SH		なし				0円
配偶者に関する該当欄を	配偶者の会計	480,000円	上記以外	(3-1)のみを記	入 申告不可		→ は、(/	をする方 A)(B)も記 Cください。	(A)	① (給与収入のみの(※1)	の場合、10,950,000円以	(不)	B)	· 年金	Ħ	550,000 円		<u></u>
記入してくた さい。	Ë		円~950,000円	(3-1)のみを記	入 申告不可		XO	. 1/22016			以上 の場合、10,950,001円以	北上)	一 その		<u>-</u>	円		<u></u>
※該当しない	(B) 項目に記載があ		001円以上 重線で取消して	申告不可						(※1) (※1):「所得金額調	整控除」の適用を受ける場	計合 → 計	() 小①11,100,000	<u>門</u> 門以下 ②11,100	円 0,001円以上 と	なります。	門
(3-1)	 配偶者の氏名			あなたと	配偶者の生年月		日 (同居・別居にO印をつけ、別居の場合のみ住所を記入)		非居住者である配偶者 異動年月日及び事由 本年中に異動があった (ク				西己化	男者の氏名				等の内容
源泉 控除		1511711 17271		の続柄	の統例					場合に記入	同一生計	同一生計		1011-9 11 -7 20 11				司居 特別 時別
対象配偶者					夫 · 妻				生計を一にする事実		配偶者 (障害)							
				あなた		扶養の種類		害		住所又は居所	非居住者である親	<u></u>			4年中の			異動年月日及び事
(4)	氏名 		との 続柄	生年月日		同居 障 特別 同居 老人 害 障害 特別		(同居・別居に〇印を 別居の場合のみ住所を				所得の種類	収入金額等@	必要経費等®	見積額© (@-b)	©の合語	本年中に異動があっ 場合に記入	
控除対象 扶養親族 【16歳以上】									同居			有上	□ 給与 □ 老齢年金	円 円		円円		
(平17.1.1以前生)									別居同居			,,,, [□¦その他() □¦給与	円				円
あなたの家 族の収入に よっては扶養									別居			- [- +	円		m		用 E
できません。									同居			有		円	550,000円	円		1 1
及び									別居			der -	□ ¦老齢年金 □ ¦その他()	円 円		円 円 円		円
16歳未満の									同居			17 -	□ 給与 □ 老齢年金	円 円		円円		
扶養親族 (平17.1.2.以後生)									別居			無	コーその他()	円	円 円	円		円
									同居 ・ 別居			- 1	□ 給与 - †	<u> </u>	円 円	Ħ		
(5)他の所得者が控除 を受ける扶養親族等	氏名			あなたとの続柄	生年	住所又は居所	<u> </u>		小川白	異動年月日 及び事由	空間 控除を受ける 他の所得者	3 氏	□¦その他()	円	あなたとの続柄	円 住所又 は居所		円
単身児童扶養者				児童扶養手当 証書の番号		1	生計を一にする児童の氏名			XC FIII IEV/		-	左記の児童の令和2年中の 所得の見積額			1	異動月 及び事	

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和2年(2020年)の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項 目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給 与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特 7別)控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「基礎控除申告書」又 は「配偶者控除等申告書」を作成し、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があ
- (6) 以下に掲げる親族が非居住者(注1)である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注2)をこの申告書に添付してくだ さい。
 - 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
- ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
- ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者

また、年末調整において、上記のイヌはハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、 令和2年(2020年)の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶 養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」(注3)を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事 実」欄又は「(3-2)同一生計配偶者(障害)」欄の「障害等の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出 してください。(上記の口に該当する配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一 にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)

- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものを いいます。
 - 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
 - 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載がある ものに限ります。
- 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- 1 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを 明らかにする書類
- ② いわゆるグレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを 提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領した とを明らかにする書類

2 記載についてのご注意

- (1) 個人番号は一定の要件の下(給与の支払者に提出済)、記載されておりません。「提出済の個人番号と変更ないか」の「変更ない」にチェック印を付けてください。変更がある、又は未提出分がある場合は、所定の申告方法で申告してください。 (2) 「給与の支払者の法人番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記
- 載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の 支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、「扶養の種類」欄の「老人扶養」に〇印を付け、その老人扶養親族が同居者親等に該当するときは、同欄の「同居老人」と「住所又は居所」欄の「同居」に〇印を付けてください。なお、控除対象扶 養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「扶養の種類」欄の「特定扶養」に〇印を付けてください。また、16歳未満の扶 養親族に該当する場合は、「扶養の種類」欄の「年少扶養」に〇印を付けてください。
- (5) 「本年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の 種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者(特別)控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (6) 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」又は「非居住者である親 族」欄に○印を付けてください。
- (8) 同一生計配偶者又は扶養親族が障害者(特別障害者)に該当する場合には、「障害」欄の「障害」又は「特別障害」欄に〇印を
- 付けてください。その人が同居特別障害者に該当するときは、同欄の「同居特別」欄に〇印を付けてください。 また、「障害等の内容」欄に次の事項を記載してください。
 - イ 障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別 障害者)に該当する事実。また、同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、住所又は居所、生年月日、令和2年(2020年) 中の所得の見積額。
 - 当該同一生計配偶者又は扶養親族で個人番号に変更がある、又は未提出の場合には、所定の申告方法で申 告してください。(上記2(1)と同じ)
 - 当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、令和2年(2020年)中にその同一生計配偶者又は 扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載)(これらの事項のうち、 「(3-1)源泉控除対象配偶者」欄に記載している事項については、記載を省略できます。)
- (9) 「あなたの受ける控除」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- 障害者(特別障害者)
- 「障害」欄又は「特別障害」欄…該当する欄に〇印を記載
- 「障害等の内容」欄… 障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級など) などの障害者(特別障害者)に該当する事実
- □ 富婦▽仕寛夫
- 「寡婦又は寡夫」又は「特別の寡婦」欄…該当する欄に○印を記載
- 「寡婦の内容」…離婚、死別、生死不明のいずれかに○印、異動年月日を記載
- - 「勤労学生」欄…あなた本人が勤労学生に該当する場合に○印を記載
- 「学校名等」欄・・学校名と入学年月日及びあなたの令和2年(2020年)中の所得の種類とその見積額 (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障 害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、 その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを 「(5)」欄に記載してください。

- (11) 年齢16歳未満の扶養親族で、「非居住者である親族」欄に〇印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和3年 (2021年) 3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。(注1)
- (12) 「単身児童扶養者」欄には、単身児童扶養者に該当する場合にチェックを付け、児童扶養手当証書の番号、生計を一にする児 童全員の氏名及び令和2年中の見積額を記載してください。(これらの事項のうち「(4)控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養 親族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます。)(注1)
- パルルスル IPBIに DLUBA グード パンテナタリに ノい くしな、 水腫 大学士 日証書の 毎 亏及 U 児雇 の比名 を除き、記載を省略できます。)(注 1) (注) 1 年齢 16歳 未満の扶養親族又は単身児童扶養者について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へ お尋ねください。

3 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払 を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、配偶者(夫・妻)の令和2年(2020年)中の所得の見積額が48万円 以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和2年(2020年)中の所得の見積額が1,000万円以下である 所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(あなたの令和2年(2020年)中の所得の見積額が900万円以下の人に限りま す。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、そ の配偶者の令和2年(2020年)中の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円 以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんの で、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専 従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和2年(2020年) 中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成17年1月1日以前に生まれた人)

【⑥年少扶養親族】 ④の扶養親族のうち、年齢16歳未満の人(平成17年1月2日以降に生まれた人)

【⑦特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10年1月2日から平成14年1月 1日までの間に生まれた人)

【⑧老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和26年1月1日以前に生まれた人)

【⑨同居老親等】 ⑧の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれ かとの同居を常況としている人

【⑩障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・全て特別障害者になります。
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障 害者になります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人 は、特別障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表/2の特別項症から第三項 症までの人は、特別障害者になります。
- へ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・全て特別障害者 になります。
- 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・全て特別障害者になります。
- 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長や福祉事務所 長などからイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人・・・このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程 度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑪同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は@の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者 と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑫寡婦】 所得者本人で、次に掲げる人

- イ 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養 親族とされている者、令和2年(2020年)中の所得の見積額が48万円を超える者は除きます。)のある人
- (イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫と離婚した後、婚姻していない人、(ハ)夫の生死が明らかでない人
- 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、令和2年(2020年)中の所得の見積額が500万円以 下(給与所得だけの場合は給与の収入金額が6.777.778円以下)の人

(4)夫と死別した後、婚姻していない人、(1)夫の生死が明らかでない人

【③特別の寡婦】 ②の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、令和2年(2020年)中の所得の見積額が500万円以下の人 【仰寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑫のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年(2020年)中の 所得の見積額が500万円以下の人

(イ)妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ)妻と離婚した後、婚姻していない人、(ハ)妻の生死が明らかでない人

【**⑮勤労学生**】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認 定職業訓練を受ける訓練生であること。
- (注)専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の
- 写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。
- ハ 令和2年(2020年)中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)で あって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

【⑩単身児童扶養者】 ⑫のイの生計を一にする子について児童扶養手当の支給を受けている所得者本人で、婚姻(婚 姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない人又は配偶者(婚姻の届 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死が明らかでない人